

全日中事務局だより

文教関係立法・予算措置等要望

要 望 書

我が国を取り巻く国際情勢は、領土、資源、貿易など多岐にわたる問題をかかえ極めて厳しい状況に置かれております。また、国内でも東日本大震災や熊本地震からの復興や急速に進む少子高齢化への対策を始め多くの課題をかかえております。

こうした課題は現に社会を担っている大人の解決すべきものであることは当然のことですが、将来にわたる長期的課題でもあります。

全日本中学校長会は、主体的に課題解決に取り組むことのできる、将来を担う逞しい人材、有能な人材を育成する使命を担っております。その使命を全うするためには、我が国の計画的な教育行政を進める必要があるものと考え、学校教育に関わる項目が重点的に

措置されるよう、国に次のような対応を強く求めます。

1. 第7次教職員定数改善計画以降、13年もの間改善計画がないことから、国は、新たな教職員定数改善計画を策定し、計画的に教育の質的向上を図ること。

2. 障害に応じた特別の指導（通級による指導）の充実、外国人児童生徒等教育の充実、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化、貧困等に起因する学力課題の解消、「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備等について適切な加配措置を講じること。

さらに、全日本中学校長会は、平成30年度総会の決議に基づき、中学校教育に課せられた使命を果たすため、当面する重要な「文教関係立法・予算措置等」について、下記の通り要望します。

◎ 義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を明示する証として、今後とも

「義務教育費 国庫負担制度」を堅持するとともに、全額国庫負担化の早期実現を強く求めます。

◎ 教育界に優秀な人材を確保し、教育の質を高め、日本の将来を確たるものにするためにも、「人材確保法」を堅持し、教育の専門職にふさわしい給与・待遇とするために「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正に向けて適切かつ迅速に対応されることを強く要望します。

◎ 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築等の観点から、平成23年4月に公布・施行された「義務標準法の一部を改正する法律」も踏まえ、授業時間数や学習内容の増加に見合う条件整備及び教職員定数の改善を、早急かつ計画的に実施されることを強く要望します。

1 緊急を要する事項

- (1) 被災地における義務教育諸学校の教育活動充実への人的・財政的支援の継続
 - (2) 教科書無償給与制度の堅持
 - (3) 義務教育費国庫負担制度の堅持及び全額国庫負担化の実現
 - (4) 人材確保法の堅持及び人材確保法に基づく優遇措置についての適切な対応
 - (5) 義務標準法の一部改正による35人以下学級の中学校までの拡大
 - (6) きめ細かで質の高い教育の充実のため等、様々な教育課題に対応するための加配措置
- 2 早期実現を要する事項
- (1) 「次世代の学校」指導体制実現のための教職員配置・定数の充実
 - ① 少人数教育や特色ある教育の推進及び様々な教育課題に対応するための教職員配置
 - ② 教諭・養護教諭・栄養教諭（職員）・学校事務職員等、教職

- (2) 員定数の拡充
 - ① 管理職・教員のメリハリある給与体系の構築及び待遇の改善
 - ② 勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善
 - ③ 校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善
- (3) 特別支援教育の推進体制の整備
 - ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置
 - ② 免許所有者や専門的な知識を有する教職員の計画的な養成と配置
- (4) 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備
 - ① いじめを含む問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進
 - ② 部活動指導に関わる諸条件の整備
- (5) 生徒の安心・安全に配慮した施策

設・設備の整備

- ① 校舎・体育館の耐震構造化の促進と老朽化への対応
- ② 普通教室および特別教室の冷暖房の整備

平成30年7月 全日本中学校長会
会 長 山本 聖志
東京都港区西新橋1の22の13

上記の内容の要望書を作成し、全日中予算対策部。給与対策部が陳情活動を行いました。文部科学省・文教関係国会議員・都道府県知事・総務省・財務省等です。各都道府県校長会でも、知事や各都道府県選出の国会議員へ、要請活動をいただきました。

今後の予算編成においてさらに厳しい折衝が見込まれますので、引き続き皆様方の御支援・御協力をいただければ幸いです。

（事務局長 松澤 宏尚）